

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

〔 多摩商工会議所
所管部課 市民經濟部経済観光課 〕

令和8年2月20日

多摩市監査委員

令和7年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和7年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和8年2月20日

多摩市監査委員 小澤 満
多摩市監査委員 橋本 由美子

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

- | | |
|------------|---|
| (1) 名称 | 多摩商工会議所 |
| (2) 所管部課 | 市民経済部経済観光課 |
| (3) 所在地 | 多摩市関戸一丁目1番地5 |
| (4) 補助金の名称 | 多摩商工会議所事業費等補助金 |
| (5) 補助金額 | 10,000,000円（令和6年度補助額） |
| (6) 補助目的 | 市内の商工業の振興と地域経済の活性化を促進し、あわせて社会一般の福祉の増進を図る。 |

3 監査の範囲

令和6年度の事業のうち財政的援助に係る出納その他の事務執行について（ただし必要に応じて令和7年度分を含む。）

4 監査の期間

令和7年10月8日から令和8年2月19日まで

5 監査の着眼点及び評価項目

(1) 財政援助団体

- ア 補助事業は、補助金の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 補助金に係る収支の会計経理及び財産の管理は適正に行われているか
- ウ 関係帳票類の整備、記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整理、保存は適切か
- エ 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか

(2) 所管部課

- ア 補助金の決定が法令に適合しているか
- イ 補助金の交付目的、対象事業の内容は明確であるか
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確かつ適正であるか
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続きが適正であるか
- オ 補助金の効果、条件の履行が実績報告書によりなされているか
- カ 補助金交付団体の指導監督が適切に行われているか
- キ 補助団体の事業計画書、予算書、実績報告書は符合しているか
- ク 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか

6 監査の実施内容

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、多摩商工会議所（以下「商工会議所」という。）、所管部課である市民経済部経済観光課から提出された資料、提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合、質問、その他必要と認めた監査手続きを実施した。

なお、監査にあたっては、多摩市監査基準に関する規程（令和2年4月1日監査規程第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の結果及び意見

多摩商工会議所事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき交付された補助金について、商工会議所への財政的援助に係る出納、その他の事務の執行状況、商工会議所に対する所管部課の指導状況等の監査を実施した結果、財政的援助に係る出納、その他の補助金手続き等の事務の執行については、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、以下に意見を述べる。

1 交付要綱に基づく事務処理について（財政援助団体、所管部課）

商工会議所は、本補助金の交付申請に当たり、交付要綱に定める様式と異なる様式を使用し、交付要綱が提出することを定めている定款を提出していなかった。また、令和6年度中

に補助員に変更があったが、交付要綱が定める届け出を提出していなかった。本補助金にかかる事務にあたっては、交付要綱の規定に基づき行われたい。

所管部課は、商工会議所が交付要綱に定める様式を使用していたときや提出すべき書類を提出していないときは、交付要綱に基づく事務処理を行うよう、商工会議所に対し指導や助言を行われたい。

2 他の部署の職員が補助対象職員を兼務する場合について（財政援助団体）

本補助金は、商工会議所が実施する経営改善普及事業及び地域総合事業に要する経費に対して交付するものである。令和6年度は、経営改善普及事業のうち中小企業相談所（以下「相談所」という。）に配置する経営指導員、補助員及び記帳専任職員（以下「補助対象職員」という。）の設置に要する経費に対し交付した。

令和6年度の相談所の職員数は、経営指導員3名、補助員2名の計5名であったが、このうち補助員1名を総務課職員が兼務していた。

交付要綱は、補助対象経費を補助対象職員の人件費及び福利厚生費としている。補助員を兼務していた総務課職員の給与は、その全額を中小企業相談所特別会計から支出していた。聞き取りでは、兼務職員は大部分を相談所業務に従事し、人件費及び福利厚生費の一部は商工会議所の一般会計から繰入金を充当しており、総務課分の人件費及び福利厚生費に本補助金を充当していないとの説明があったが、総務課分と相談所分の勤務時間等を記録した資料はなく、補助対象経費から除算すべき金額を確認することができなかった。

他の部署の職員が補助対象職員を兼務する場合、その職員の給与等のうち補助対象経費となる額を明確にされたい。

3 多摩商工会議所についての意見

商工会議所は、商工会議所法に基づき、多摩市内の商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、平成8年に多摩市商工会から発展し、設立された。商工会議所は設立と同時に、地区内の中小企業、特に小規模事業の経営及び技術の改善発達を図るため、相談所を設置した。

相談所では、経営指導員、業務支援員、記帳相談員が中小企業や小規模事業者への支援を行っており、令和6年度は、経営指導・相談2,274件、講習会28回、記帳継続指導220回、金融斡旋224件、計2,746の事業を実施している。

国は、令和7年3月、小規模事業者の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業振興基本法に基づく「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」を定め、11月には、商工会議所等が小規模事業者の経営の改善発達の支援に関する事業を実施するに当たって必要な事項を定めた「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」（以下「基本指針」という。）を改正した。小規模事業者が時代の変化に応じて経営力を向上させるためには、特に身近で重要な存在である商工会等による手厚い支援が重要であり、その支援の質の向上、業務

効率化、広域的な支援体制の構築等により、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく必要があるとしている。

相談所が実施している経営改善普及事業は地道ではあるが、顔の見える関係に基づく指導・育成は小規模事業者の支援において非常に重要な活動である。令和8年度には相談所職員の増員を予定しているとのことであった。経営改善普及事業の充実を期待している。

また、基本指針では、経営改善普及事業の実施にあたっての留意点として、関係する地方公共団体や支援機関と連携し、地域の特性や産業ビジョンを踏まえた事業が実施できる支援体制を構築すること、その地区を管轄する地方公共団体と調和した経営改善普及事業を実施すること、を挙げている。商工会議所は、これまでも市が進めている健康まちづくりの一環として市内企業への健康経営の普及促進に取り組んできたが、令和7年2月に多摩市、多摩商工会議所、アクサ生命保険株式会社東京支社の3者による健康経営の推進に関する連携協定を締結し、取組を強化している。

市は令和7年3月に策定した「多摩市産業振興マスタープラン」において、商工会議所の事業を支援することで、市内の商工業振興と地域経済活性化を促進することを目指している。商工会議所においては、今後も、市と情報を共有しつつ、多摩市の商工業の発展、小規模事業者の経営や技術の改善発達への支援に取り組まれない。

第3 監査団体の概要（令和7年3月31日現在）

商工会議所の定款等による、団体の目的、事業、組織等は次のとおりである。

1 目的

商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。

2 事業内容

(1) 商工会議所が行う事業（多摩商工会議所定款第7条）

- ア 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
- イ 行政庁等の諮問に応じて答申すること
- ウ 商工業に関する調査研究を行うこと
- エ 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行うこと
- オ 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと
- カ 輸出品の原産地証明を行うこと
- キ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること

- ク 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること
- ケ 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行うこと
- コ 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと
- サ 商事取引に関する仲介又はあっせんを行うこと
- シ 商事取引の紛争に関するあっせん、調停又は仲裁を行うこと
- ス 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと
- セ 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと
- ソ 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること
- タ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと
- チ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと
- ツ 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと

(2) 中小企業相談所が行う事業（中小企業相談所設置規程第2条）

- ア 経営の改善に関する相談、指導
- イ 技術の改善に関する相談、指導
- ウ 商取引に関する相談、あっせん
- エ 金融および信用保証に関する相談、あっせん
- オ 経理に関する相談、指導
- カ 税務に関する相談、指導
- キ 労務および社会保険に関する相談、指導
- ク 工業所有権に関する相談、指導
- ケ 商工関係法規の普及および相談
- コ 経営および技術に関する情報、資料の収集ならびに提供
- サ その他経営相談に関する情報

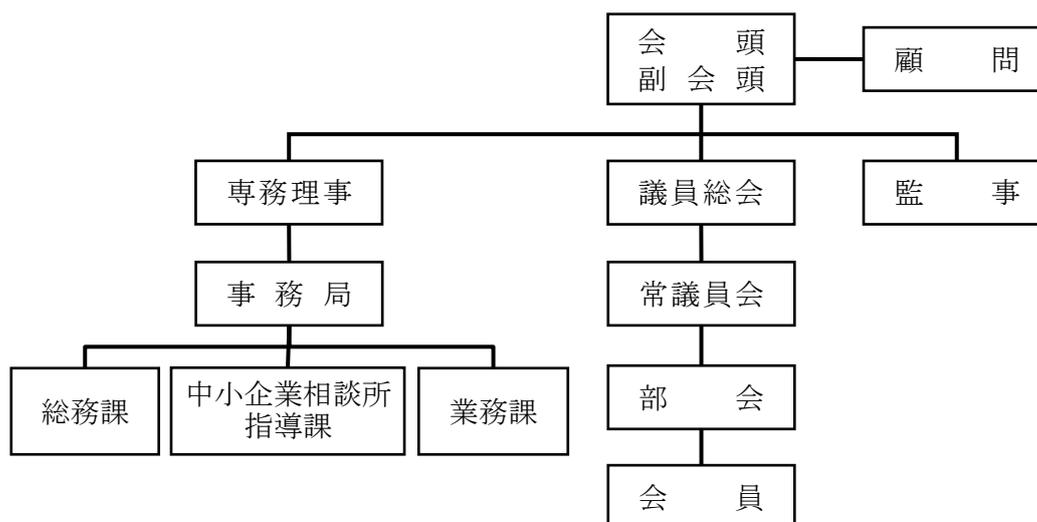
3 設立

平成8年4月1日

4 組織

- (1) 会員数 1, 944名
- (2) 役員数 38名（定数40名）
（会頭1名、副会頭3名、専務理事1名、常議員31名、監事2名）
- (3) 事務局 8名
（専任職員4名、経営指導員3名、業務支援員2名、記帳相談員0名）
※業務支援員のうち1名は総務課職員が兼務

(4) 組織図



5 令和6年度市補助対象特別会計（中小企業相談所特別会計）収支状況

(1) 事業活動収入	43,971,981円
(2) 事業活動支出	43,971,981円

6 市との関係

市は、多摩商工会議所事業費等補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。
令和6年度補助金交付額 10,000,000円

第4 監査団体に係る補助金事務手続き等の状況

1 事業の実施について（令和6年度補助金交付申請等の事務手続）

交付申請日	令和6年 4月 5日	（交付申請額	10,000,000円）
概算交付決定日	令和6年 4月 9日	（概算交付額	10,000,000円）
第1回交付請求日	令和6年 4月19日	（第1回請求額	5,000,000円）
第1回交付日	令和6年 5月 9日	（第1回交付額	5,000,000円）
第2回交付請求日	令和6年10月17日	（第2回請求額	5,000,000円）
第2回交付日	令和6年11月 8日	（第2回交付額	5,000,000円）
実績報告日	令和7年 3月31日	（実績報告額	10,000,000円）
補助金額確定日	令和7年 3月31日	（補助金確定額	10,000,000円）

2 補助金の実績

令和6年度補助金の交付状況は、以下のとおりであった。

(単位：円)

	当初申請額	交付決定額	補助金額 (確定額)	差 額	返還額
多摩商工会議所 事業費等補助金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	0

令和6年度中小企業相談所特別会計収支決算書

【収入の部】

(単位：円)

科目		予 算 額	決 算 額	差 引 額 (決算額-予算額)
款	項			
1.	交付金	37,606,000	37,272,265	△ 333,735
	1. 都補助金	27,606,000	27,272,265	△ 333,735
	2. 市補助金	10,000,000	10,000,000	0
2.	繰入金	7,372,000	6,543,221	△ 828,779
	1. 一般会計繰入金	7,372,000	6,543,221	△ 828,779
3.	負担金	1,000	0	△ 1,000
	1. 負担金	1,000	0	△ 1,000
4.	雑収入	1,000	156,495	155,495
	1. 雑収入	1,000	156,495	155,495
5.	繰越金	0	0	0
	1. 繰越金	0	0	0
合 計		44,980,000	43,971,981	△ 1,008,019

【支出の部】

(単位：円)

科目		予 算 額	決 算 額	差 引 額 (決算額-予算額)
款	項			
1.	経営改善普及事業	43,320,000	42,699,716	△ 620,284
	1. 給与費	33,200,000	33,047,797	△ 152,203
	2. 福利厚生費	5,540,000	5,184,608	△ 355,392
	3. 旅費	20,000	24,390	4,390
	4. 事務費	260,000	264,065	4,065
	5. 福利環境整備費	2,150,000	2,150,000	0
	6. 講習会等開催費	750,000	719,366	△ 30,634
	7. 小規模事業施策普及費	1,350,000	1,293,490	△ 56,510
	8. 研修事業費	50,000	16,000	△ 34,000
	9. 地域活性化事業費	0	0	0
2.	中小企業経営力強化事業費	1,580,000	1,272,265	△ 307,735
	1. 支援事業費	1,580,000	1,272,265	△ 307,735
3.	予備費	80,000	0	△ 80,000
	1. 予備費	80,000	0	△ 80,000
	支 出 合 計	44,980,000	43,971,981	△ 1,008,019
	当 期 剰 余 金	—	0	0
	合 計	44,980,000	43,971,981	△ 1,008,019

令和6年度収入・支出比較表

(単位：円)

収入決算額	支出決算額	差引残高
43,971,981	43,971,981	0